

事務局組織規程

(平成 24 年 9 月 1 日 規程第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 21 条の規定に基づき、事務局の組織、分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 本会に事務局を置き、分掌事務は別表第 1 のとおりとする。

(職及び職務)

第 3 条 前条の事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職を必要に応じ置き、当該職にある職員は、それぞれ同表の右に掲げる職務に従事する。

(その他の職)

第 4 条 前条に規定する職のほか、別表第 3 の左欄に掲げる職を必要に応じ置き、当該職にある職員は、同表の右に掲げる職務に従事する。

(会計年度雇用職員)

第 5 条 前 2 条に規定する職のほか、必要に応じて、会計年度雇用職員を置くことができる。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、分掌事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日前に定められた組織規程等は、この規程施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名	分 掌 事 務
総 務 生 活 支 援 係	1 理事会及び評議員会に関すること 2 人事に関すること 3 経理に関すること 4 庶務に関すること 5 施設管理に関すること 6 寄附に関すること 7 社協会費に関すること 8 福祉車両・用具貸出に関すること 9 広報に関すること 10 実習生受け入れに関すること 11 心配事相談事業等に関すること 12 資金貸付事業（生活福祉資金貸付・小口貸付） 13 共同募金に関すること 14 日本赤十字長野支部小諸市地区の事務局 15 緊急援護資金に関すること 16 小諸市高齢者福祉センターの管理運営に関すること 17 小諸市ボランティアセンターの管理運営に関すること 18 小諸市ファミリーサポートセンターの管理運営に関すること 19 関係団体（高齢者クラブ・遺族会）の事務局に関すること 20 日常生活自立支援事業に関すること 21 その他生活支援に関すること
地 域 福 祉 係	1 住民支え合いマップに関すること 2 地域の介護予防事業に関すること 3 生活支援体制整備事業に関すること 4 その他地域福祉の向上に関すること 5 その他高齢者の福祉向上に関すること

相 談 支 援 係	1 障がい者自立支援に関すること 2 特定相談支援事業に関すること 3 指定障がい児相談支援事業に関すること 4 福祉有償運送サービスに関すること 5 その他障がい者の福祉向上に関する 6 児童の福祉向上に関すること 7 生活困窮者自立支援事業に関すること （生活就労支援センター：まいさぼ） 8 その他生活困窮者支援に関すること
地域包括支援センター	1 高齢者総合相談・支援事業に関すること 2 介護予防ケアマネジメントに関すること 3 虐待の防止・早期発見・権利擁護に関すること 4 認知症支援に関すること 5 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること 6 地域包括ケアシステムの深化・推進に関すること 7 介護予防支援・介護予防マネジメントに関すること

別表第 2（第 3 条関係）

職	職 務
事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理する。
係長・センター長	上司の命を受け、係の事務を掌理する。
担当係長	係長・センター長を補佐し、係の事務を掌理する
所長	上司の命を受け、担当施設の運営管理を行う。
主任	上司の命を受け、主管の事務を処理する。
主事	上司の命を受け、管轄の事務を処理する。

別表第 3（第 4 条関係）

職	職 務
介護福祉士	障がい児・障がい者等の身体介護・生活援助・相談助言・社会活動援助を行う。
社会福祉士	日常生活に支障を有する者の福祉に関する相談、助言、指導、関係機関との連絡調整を行う。
介護支援専門員 （ケアマネージャー）	要支援認定者又は介護予防・日常生活支援・総合事業利用者の認定申請代行、ケアプラン作成、給付管理などケアマネジメント

	に伴う業務を行う。
相談支援専門員	障がい児（者）等のサービス等利用計画の作成、モニタリング・関係機関等の調整等の全般的な相談支援を行う
看護師	日常生活に支障を有する者の健康管理、衛生管理、医療ケア、訪問指導を行う。
精神保健福祉士	精神障害者の相談援助、支援制度の利用調整を行う。
保健師	日常生活に支障を有する者の保健指導を行う。
保育士	支援が必要な障がい児への支援や、障がい児の保護者に対する支援方法の指導など専門的な支援を行う。
ボランティア コーディネーター	ボランティアに関する情報提供、ボランティアセンターの運営管理、地域福祉力の向上を目指したコーディネーションを行う。
支援員	日常生活自立支援事業の生活支援や、障がい児（者）等の支援を行う